

教職員の皆さま

令和7年度版

公務員である教職員の場合、職務上の本人の過失等によって他人に損害を与えた場合には、民法の特別法である国家賠償法によって国または地方自治体が賠償責任を負う事になっており、教職員個人に故意・重大な過失がなければ、個人が法律上の賠償責任を負う事はありません。

しかしながら損害賠償請求訴訟においては、自治体のみならず「教職員個人」も訴えられるケースが多く見られます。

一旦訴訟となると、「重大な過失や故意の認定を含めた職員の賠償責任の有無」については、「裁判の結果」において確定される事となる為、「個人負担となる弁護士費用等の争訟費用の負担に備えるための保険制度」として「公務員賠償責任保険」のご加入をぜひおすすめいたします。



あいおいニッセイ同和損保の 公務員賠償責任保険の5つの特長（安心）



ポイント
1

民事調停・住民監査請求も対応 安心！

住民訴訟（第1段階訴訟、第2段階訴訟）だけでなく、業務に基づく行為に起因して提起された民事訴訟、民事調停、住民監査請求も保険金のお支払対象となります。

ポイント
2

地方自治法第243条の2の8第3項にも対応 安心！

保管使用している公金や公共物を、職員の故意または重大な過失により、破損、汚損してしまった際に、その職員自ら賠償しなければならないという法律です。行政処分として職員の賠償責任が認められる場合の賠償命令を対象とします。

ポイント
3

過去の公務に対する訴訟も 安心！

加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合は補償対象となります。（ただし、加入日時点でご自身が認識していた事案を除きます）（公務員賠償責任保険追加特約）

ポイント
4

退職後も5年間は 安心！

退職等により継続契約（翌年度の契約）に加入されない場合であっても、解約・解除等が行われずにこの保険契約が満了したときには、この保険期間の終了日から5年間以内に提起された訴訟（この保険期間が終了する以前の行為に起因する訴訟に限ります）を特約によって補償します。（損害賠償請求期間延長特約）

ポイント
5

派遣（出向）先の業務も補償 安心！

法令に基づき派遣（出向）された場合、派遣先の業務も補償します。

住民訴訟例

校長懇親会開催のため支出した経費の返還を求める住民訴訟が提起された。

敷地の一部を民間企業に貸与したところ、住民の意思確認を怠ったと貸与差し止めの住民訴訟が提起された。

（注）実際のお支払いは、保険金のお支払対象事案毎に、免責事項（保険金をお支払いできない場合）に該当するか否かを個別に判断の上決定します。



民事訴訟例

部活の練習中、生徒が体調不良を訴えた。担当教師が適切な処置を行わなかった為、熱射病で死亡。学校設置者である自治体に加え、部活顧問の教師及び校長にも損害賠償請求がなされた。

いじめ・体罰・しごきに起因する損害賠償請求等に対する争訟費用の負担が生じた。
※いじめ・体罰・しごきに起因する損害賠償請求等は当該保険の支払対象外であるが、それに対する争訟費用は支払対象

化学の実験中、教師の不注意により爆発が発生し、ケガをした生徒の視力が低下したとして損害賠償請求がなされた。



一般財団法人広島市職員互助会

〔引受保険会社〕 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2025年7月承認） 承認番号A25-100997